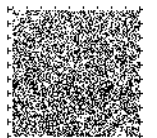


11. 選挙

制 度	対 象 者	給付の内容等	制 限	窓口・手続
郵便等投票	<p>《郵便等による不在者投票》</p> <p>次のいずれかの障害を有する方で、自ら投票の記載ができる方</p> <p>①両下肢・体幹・移動機能障害 … 1級または2級</p> <p>②心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害 … 1級または3級</p> <p>③免疫・肝臓機能障害 … 1級から3級</p>	投票所に行くことの困難な方は、事前に「郵便等投票証明書」（7年ごとに更新）の交付を選挙管理委員会で受けておきますと、自宅などで投票(郵便等による不在者投票)ができます。	投票用紙の請求は投票日の4日前までです。	選挙管理委員会事務局 内線 2601
	<p>《郵便等による不在者投票における代理記載制度》</p> <p>郵便等による不在者投票をすることができる方で、次の障害を有する方</p> <p>①上肢機能障害または視覚障害 … 1級</p>	上記のうち、自ら投票の記載ができない方は、代理で記載をさせることができます。 (選挙管理委員会へ事前の申請が必要です。)		
選挙公報 音声版「選挙 のお知らせ」	市内在住の視覚障害者（「声の広報」利用者）	選挙公報の内容を録音したCD（ダイジー方式）を送付します。	ダイジー方式で録音したCDを利用するには専用のCD再生機が必要です。	選挙管理委員会事務局 内線 2601
代理投票	身体が不自由等の理由により自書できない方	投票所において本人の申し出により係員が代筆します。		各投票所
点字投票	視覚障害を有し、点字での投票を希望する方	投票所において本人の申し出により点字で投票できます。		各投票所



12. 職業

制 度	対 象 者	内 容	窓 口 ・ 手 続
青梅市障害者就労支援センター	市内に居住する障がい者等であって、次のいずれかに該当する方 ①一般企業への就労を希望する15歳以上の方 ②市内の福祉施設や小規模作業所等の福祉的就労に就いている方で一般企業への就労を希望する方 ③企業・事業所等の在職している方等	次に規定する就労面および生活面の支援を一体的に提供し、また、本事業を円滑に進めていくためのその他の支援を行う。 ①就労面の支援 ・職業相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職場定着支援 ・離職時の調整および離職後の支援 ②生活面の支援 ・日常生活の支援、職業生活継続支援、社会生活支援、将来設計自己決定支援 ③その他の支援 ・インターネットを活用した就労に関する情報収集および提供、関連機関・協力機関とのネットワーク形成、障害者就労の活性化、雇用の啓発、(地域開拓促進コーディネート業務)	青梅市障害者就労支援センター 電話 0428-25-8510 FAX 0428-25-8512 障がい者福祉課 相談支援係 内線 2133・2134
東京障害者職業能力開発校	職業的自立が見込め、障害もしくは症状が安定しており、1日8時間の訓練を継続して受けられ、かつ公共職業安定所に求職登録をしている方 ※身体・知的障害以外の方は要相談	就職に必要な技能と訓練を行います。 所在地 小平市小川西町 2-34-1	ハローワーク青梅 電話 0428-24-8609 東京障害者職業能力開発校 電話 042-341-1411
重度身体障害者在宅パソコン講習	次のいずれにも該当する方 ①都内に居住し身体障害者手帳1～3級で高校卒業程度の学力を有する方 ②在宅で週4日以上、1日おおよそ4～6時間の訓練に耐えられる方	①在宅学習 ア プログラムに添って在宅学習 イ パソコン通信による質疑応答 ウ 指導員の巡回指導 ②コンピュータの基礎知識およびプログラミング実習 ③講習期間 2年間 ④対象者数 各年 5名	東京コロニー職能開発室 電話 03-6914-0859 FAX 03-6914-0869
あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師資格養成事業	都内に原則として1年以上居住する15歳以上の方で、次のいずれにも該当する方 ①身体障害者手帳を所持する視覚障害者 ②義務教育を修了した方(専門課程は高等学校を卒業した18歳以上の方)	①高等課程(5年) あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう科 ②専門課程(3年) あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう科 ※新入生の募集は行っていない場合がありますので、お問い合わせください。	ヘレン・ケラー学院 電話 03-3200-0525
製造たばこ小売販売業の許可	身体障害者手帳所持者	製造たばこ小売販売業の許可申請にあたり、身体障害者福祉法第4条に規定する障害者の方は、許可基準が緩和されます。 緩和により許可を受けた方は、原則として自らたばこ販売業に従事する必要があります。	関東財務局 理財部理財第3課 電話 048-600-1121

